

第1章 資源有効利用促進

○資源の有効な利用の促進に関する法律

(平成3年4月26日)
(法律第48号)

改正 平成5年11月12日法律第89号
同 11年12月22日同 第160号
同 12年6月7日同 第113号
同 14年2月8日同 第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 基本方針等（第3条－第9条）
 - 第3章 特定省資源業種（第10条－第14条）
 - 第4章 特定再利用業種（第15条－第17条）
 - 第5章 指定省資源化製品（第18条－第20条）
 - 第6章 指定再利用促進製品（第21条－第23条）
 - 第7章 指定表示製品（第24条・第25条）
 - 第8章 指定再資源化製品（第26条－第33条）
 - 第9章 指定副産物（第34条－第36条）
 - 第10章 雑則（第37条－第41条）
 - 第11章 罰則（第42条－第44条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- 2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- 3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。）の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生の抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。
- 4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- 5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- 6 この法律において「再資源化」とは、使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。
- 7 この法律において「特定省資源業種」とは、副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、副産物の発生抑制等を行うことが当該原材料等に係る資源及び当該副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種をいう。
- 8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。
- 9 この法律において「指定省資源化製品」とは、製品であって、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進することが当該製品に係る原材料等に係る資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 10 この法律において「指定再利用促進製品」とは、それが一度使用され、又は使用

されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することを促進することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

- 11 この法律において「特定表示製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収（類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。）をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。
- 12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品（他の製品の部品として使用される製品を含む。）であって、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品（他の製品の部品として使用される製品にあつては、当該製品又は当該他の製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。）をすることが経済的に可能であつて、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 13 この法律において「指定副産物」とは、エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であつて、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第3条 主務大臣は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用（以下この章において「資源の有効な利用」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 2 基本方針は、製品の種類及び副産物の種類ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他資源の有効な利用の促進に関する事項について、資源の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するも

のとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(事業者等の責務)

第4条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(消費者の責務)

第5条 消費者は、製品をなるべく長期間使用し、並びに再生資源及び再生部品の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

(資金の確保等)

第6条 国は、資源の有効な利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、再生資源及び再生部品の利用を促進するように必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第7条 国は、資源の有効な利用の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第8条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、資源の有効な利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。

A 5032

一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融
固化した道路用溶融スラグ

2006-制定

① 適用範囲 この規格は、一般の道路用材料としての加熱アスファルト混合物用骨材及び路盤材として用いる溶融スラグについて品質、試験方法、検査、表示、報告などを規定する。

備考1. 溶融スラグとは、主に一般廃棄物、下水汚泥などの溶融施設において、有効利用を目的に製造される骨材である。また、溶融スラグは溶融固化物と同義語である。

なお、適用範囲には、溶融施設又は別施設で磁選、粒度調整等の加工又は改質処理を行った溶融スラグも含む。

なお、溶融スラグは、水砕スラグ、空冷スラグ及び徐冷スラグに分類される。ここでは、空冷スラグと徐冷スラグの両方を徐冷スラグと称する。

2. ここでいう一般廃棄物の溶融固化施設から産出される溶融スラグには、自治体等が一般廃棄物の溶融固化施設で処理することを認めた指定の産業廃棄物を一般廃棄物と混合処理している場合に産出される溶融スラグを含めてもよい。

② 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法

JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法

JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法

JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法

JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ

JIS K 0058-1 スラグ類の化学物質試験方法-第1部:溶出量試験方法

JIS K 0058-2 スラグ類の化学物質試験方法-第2部:含有量試験方法

JIS Z 8801-1 試験用ふるい-第1部:金属製網ふるい

- ③ 種類及び呼び名 溶融スラグの種類及び呼び名は、表 1 による。

表 1 種類及び呼び名

種類	呼び名	用途 (参考)
単粒度溶融スラグ (徐冷スラグ)	SM-20	加熱アスファルト混合物用
	SM-13	
	SM-5	
溶融スラグ細骨材 (水砕スラグ、徐冷スラグ)	FM-2.5	加熱アスファルト混合物用
粒度調整溶融スラグ (徐冷スラグ)	MM-40	上層路盤材用
	MM-30	
	MM-25	
クラッシャーラン溶融スラグ (徐冷スラグ)	CM-40	下層路盤材用
	CM-30	
	CM-20	

④ 品質

4.1 外観 溶融スラグは堅硬で、かつ、異物、針状固化物及びへん(扁)平又は鋭利な破片などを使用上有害な量を含んではならない。

4.2 有害物質の溶出量と含有量

4.2.1 有害物質の溶出量 溶融スラグの有害物質の溶出量は、溶融スラグ単体において5.2.1によって試験を行い、表 2 (1)に適合しなければならない。

注(1) 土壤に係る環境基準と同等である。

表 2 有害物質の溶出量基準

項目	溶出量基準
カドミウム	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

環境
⑧
八号。

4.2.2 有害物質の含有量 溶融スラグの有害物質の含有量(2)は、溶融スラグ単体(2)において5.2.2によって試験を行い、表 3 (2)に示した基準に適合しなければならない。

注(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準と同等である。ここでいう含有量とは、同語が一般的に意味する“全含有量”とは異なることに注意を要する。

(3) 溶融スラグの製造者が溶融スラグを他の道路用材料と配合したものによって当該基準を満足する場合は、この規格の適用を妨げるものではない。

表3 有害物質の含有量基準

項目	含有量基準
カドミウム	150 mg/kg 以下
鉛	150 mg/kg 以下
六価クロム	250 mg/kg 以下
ひ素	150 mg/kg 以下
総水銀	15 mg/kg 以下
セレン	150 mg/kg 以下
ふっ素	4 000 mg/kg 以下
ほう素	4 000 mg/kg 以下

4.3 単粒度溶融スラグ及び溶融スラグ細骨材の物理的性状

4.3.1 粒度 粒度は、5.3によって試験し、表4に適合しなければならない。

表4 粒度

種類	呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 (%)						
		JIS Z 8801-1 に規定する金属製ふるいの公称目開き						
		26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	75 μm
単粒度溶融スラグ	SM-20	100	85~100	0~15	—	—	—	—
	SM-13	—	100	85~100	0~15	—	—	—
	SM-5	—	—	100	85~100	0~25	0~5	—
溶融スラグ細骨材	FM-2.5	—	—	—	100	85~100	—	0~10

環境の八号。

4.3.2 表乾密度 表乾密度は、5.4によって試験し2.45g/cm³以上で、ばらつきの少ないものでなければならない。

4.3.3 吸水率 吸水率は、5.4によって試験し、3.0%以下でなければならない。

4.3.4 すりへり減量 単粒度溶融スラグのすりへり減量は、5.5によって試験し、30%以下でなければならない。

4.4 粒度調整溶融スラグ及びクラッシュラン溶融スラグの物理的性状

4.4.1 粒度 粒度は、5.3によって試験し、表5に適合しなければならない。

表5 粒度

種類	呼び名	粒度範囲	ふるいを通るものの質量百分率 (%)									
			JIS Z 8801-1 に規定する金属製ふるいの公称目開き									
			53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
粒度調整溶融スラグ	MM-40	40~0	100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10
	MM-30	30~0	—	100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10
	MM-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	10~30	2~10
クラッシュラン溶融スラグ	CM-40	40~0	100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25	—	—
	CM-30	30~0	—	100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30	—	—
	CM-20	20~0	—	—	—	100	95~100	60~90	20~50	10~35	—	—

4.4.2 すりへり減量 粒度調整溶融スラグのすりへり減量は、5.5によって試験し、50%以下でなければならない。

4.4.3 修正CBR 修正CBRは、受渡当事者間の協議によって定めるものとする。

⑤ 試験方法

5.1 試料の採取 試料は、全体を代表するように採取し、合理的な方法で縮分して供試試料とする。

5.2 溶出量試験と含有量試験

5.2.1 溶出量試験 有害物質の溶出量試験は、JIS K 0058-1の⑤による。

なお、受渡当事者間の協議によって、JIS K 0058-1の⑥に規定する方法によってもよい。

5.2.2 含有量試験 有害物質の含有量試験は、JIS K 0058-2による。

5.3 粒度試験 粒度試験は、JIS A 1102による。ただし、熔融スラグ細骨材及び粒度調整熔融スラグの75 μ mふるいを通過する量については、JIS A 1103による。

5.4 表乾密度及び吸水率試験 単粒度熔融スラグの表乾密度及び吸水率試験は、JIS A 1110による。また、熔融スラグ細骨材の表乾密度及び吸水率は、JIS A 1109による。

5.5 すりへり減量試験 すりへり試験は、JIS A 5015による。

⑥ 検査

環境
④
八号。

6.1 熔融スラグのロット管理 熔融スラグの品質を確保するためには、熔融炉の運転管理及び熔融対象物の性状の把握が重要であり、熔融スラグ製造条件の監視は、熔融温度などの運転条件の変更及び熔融対象物の性状変化の有無を勘案して行うものとし、熔融スラグの品質を定期的な検査で確認するものとする。

熔融スラグのロットは、受け入れる熔融対象物の性状変更及び/又は運転条件の変更によって、品質管理上無視できない品質の変化が生じた時点で別ロットとする。

6.2 検査の実施 検査の実施は、6.1で定めたロットから原則として1か月に1回以上の頻度で試料を採取・保管し、有害物質の溶出量と含有量の検査項目は、1か月に1回以上検査を実施する⁽⁴⁾。また、その他の検査項目は3か月に1回以上の頻度とし、検査試料は、⑤によって検査を定期的に行う。

注⁽⁴⁾ 十分なストックヤードを確保し、事前に検査して出荷前に試験値を確認できる場合には、上に示した検査頻度は適用されない。ただし、保管量などに応じて十分な採取試料数を確保することとする。

6.3 検査データの保管 製造者は、検査によって得られた試験値の記録を保管しなければならない。

6.4 その他 受渡当事者間の協議によって、確認できた場合は、表6での検査項目の一部、表2の溶出量検査項目の一部及び表3の含有量検査項目の一部を省略できる。